

未熟児養育医療給付のご案内

未熟児養育医療給付とは？

種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児（以下「本人」といいます。）に対して、その未熟性がなくなり健康に成長することを期待して行うものです。

対象者は？

阪南市内に居住する乳児で

1. 出生児体重が2,000g以下の未熟児
2. 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状を示すもの。
 - (1) 一般状態 ア. 運動不安、けいれんがあるもの。 イ. 運動が異常に少ないもの。
 - (2) 体温 摂氏34度以下
 - (3) 呼吸器循環器系 ア. 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの。
イ. 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの。
ウ. 出血傾向の強いもの。
 - (4) 消化器系 ア. 生後24時間以上排便のないもの。イ. 生後48時間以上嘔吐持続しているもの。
ウ. 血性吐物、血性便のあるもの。
 - (5) 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。（重症黄疸による交換輸血を含む。）

実施場所は？

全国の指定養育医療機関で給付が受けられます。

※大阪府が指定する指定養育医療機関は裏面に記載しています。（他の都道府県が指定する機関でも可）

給付を受けるには？（必要書類は原則養育医療給付申請書、養育医療意見書及び世帯調書です。）

本人の、親権を行う者又は後見人（一般的には保護者）であって、主たる生計者である方が申請してください。指定養育医療機関の医師が作成した「養育医療意見書」と健康保険証を持参のうえこども家庭課まで申請ください。後日「養育医療券」を郵送交付いたします。（転入等により所得が本市で把握できない場合は、市町村民税額等の証明の添付が必要な場合があります。）

- ・ 治療を始めてから3週間以内に申請にお越しく下さい。入院治療開始から2か月を超えて申請した場合、申請日の2か月前までに受けた治療は給付対象になりません。
- ・ 退院後に申請はできませんので、必ず退院前に申請してください。

対象期間は？

養育医療の承認期間は、医師の意見書に記載された診療予定期間の初日から最長6か月間です。なお承認期間を超えて治療が必要と認められる場合は、医療機関から本市に継続協議書を提出することにより、1歳の誕生日前日までの範囲で継続が可能です。

給付の内容は？

○入院医療費における診察・医学的処置・治療等が受けられます。

○保険適用外のもの（おむつ代、薬の容器代、保険外併用療養費、入院時の差額ベッド費、健康診断、予防注射、診断書等の証明書等）や、高額療養費等の健康保険により給付対象になるものは対象外です。

費用（自己負担）は？

●入院月の約4か月後以降に、阪南市からお送りする「納入通知書」により自己負担金をお支払いいただきます。※医療機関で受診の際は、医療費自己負担はありません。ただし、「おむつ代」など保険対象外のものは実費負担となります。養育医療券が発行されるまで「預り金」を請求する医療機関がありますが、この場合は、養育医療券を医療機関に提示して返金してもらってください。

ご注意：「自己負担金」を納期限までに支払されない場合、文書・電話・訪問による催促をいたします。
また、金額や延滞日数に応じ、延滞金が課せられます。

●「自己負担金」の算定にあたっては、世帯の所得等の状況を審査し、裏面の「徴収基準額表」に基づき「自己負担金」の上限となる「徴収基準額月額」を決定します。（金額は医療券交付時にお知らせします。）

※「徴収基準月額」＝「自己負担額」とは限りません。

※双子以上のお子さんの場合、2人以降のお子さんは1人目のお子さんの10分の1になります。

●「自己負担金」は次のように算定します。(医療費の健康保険自己負担額(約2割相当)が上限となります。)

①「徴収基準月額」を必要に応じ日割り計算します。

＜例＞D5 階層の人が2月1日から3月10日まで入院された場合

2月分 34,800円(徴収基準月額)×28/28＝34,800円・・・(分母はその月の日数です)

3月分 34,800円(徴収基準月額)×10/31＝11,220円・・・(実際の入院日数で日割り計算します)

②福祉医療(子ども医療など)で助成が受けられる額を差し引きます。(＜例＞子ども医療制度との併用では、お子さん1人につき、同一医療機関で1ヶ月1,000円までの負担となります。)

《 徴収基準額表 》

階層	世帯の階層区分			徴収基準月額	加算月額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	徴収基準月額の10%
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,600	
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			5,400	
D	A 階層、B 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000 円以下	D 1	7,900	
		15,001～21,000 円	D2	10,800	
		21,001～51,000 円	D3	16,200	
		51,001～87,000 円	D4	22,400	
		87,001～171,300 円	D5	34,800	
		171,301～252,100 円	D6	49,400	
		252,101～342,100 円	D7	65,000	
		342,101～450,100 円	D8	82,400	
		450,101～579,000 円	D9	102,000	
		579,001～700,900 円	D10	123,400	
		700,901～849,000 円	D11	147,000	
		849,001～1,041,000 円	D12	172,500	
		1,041,001～1,222,500 円	D13	199,900	
		1,222,501～1,423,500 円	D14	229,400	
		1,423,501 円以上	D15	全額	

【大阪府が指定する指定養育医療機関一覧】

(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市については各市にお問い合わせください)

市立池田病院	(医)朋愛会 サンタマリア病院	(医)宝生会 PL病院
大阪母子医療センター	近畿大学病院	大阪はびきの医療センター
府中病院	市立貝塚病院	(医)笠松産婦人科小児科
泉大津市立病院	(医)飯藤産婦人科	(医)阪南医療福祉センター 阪南中央病院
りんくう総合医療センター	(独)国立病院機構大阪南医療センター	箕面市立病院
(医)定生会 谷口病院	大阪府済生会富田林病院	松下記念病院

★ お届けなどについてのお願い ★

申請後、加入している健康保険、氏名や住所、保護者に変更があったときは必ずお届けください。

《お問い合わせ》

阪南市役所こども支援課 未熟児養育医療担当

072-471-5678 (内線 2279)

072-489-4519(直通)